

成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —



もくじ

1 成年後見制度の利用	P1	●
2 成年後見人等の仕事について	P3	●
3 成年後見制度について	P5	●
4 手続の流れ	P7	●
5 申立てについて	P9	●
6 成年後見人等の選任	P10	●
7 適切な後見等事務を行っていただくために	P11	●
8 後見等事務及び報告	P13	●
9 後見等の終了	P14	●

1 成年後見制度の利用

— 成年後見制度を使う前は —

1



お金の計算や管理が苦手で、高いものを買ったり、役所や銀行などでの手続きを行うときは、母親に任せていた。ある日、母親が病気で倒れてしまった。

2



家にあったことを忘れて同じものを買ってしまうことが増えた。一人暮らしではなく、グループホームに入所した方がよいのか、自分では判断できない。

3



悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので、今後だまされないか心配だ。

4



将来、自分が認知症になったときには誰が支えてくれるのか不安だ。

これからも安心して暮らしていくために
— 成年後見制度の利用を考えてみましょう —

— 成年後見制度を使うと —

成年後見人等が私の代わりに、銀行で手続をしてくれた。これからの生活は成年後見人等がサポートしてくれるので安心だ。



成年後見人等が相談にのってくれた。
そしてサポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることとなつた。



たとえ、だまされて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれる。



息子が任意後見人になってくれた。
息子が私をサポートしてくれることになつたので心強い。



※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
▶ 詳しくは「成年後見制度について」(5・6ページ)をお読み下さい。

2 成年後見人等の仕事について

1

成年後見人等として何をするか、
計画を立てます。

まず、ご本人がどのような生活をしているか、
どのくらい財産を持っているか調べてご本人に
合った生活のしかたやお金をどう使っていくか
などを考えます。



2

ご本人の希望などを聞いて、
必要な手続を行います。

ご本人の思いや生活のようすを考えて、必要な
福祉サービスを選んだり、年金を受け取るために
必要な手続を行ったりします。



せいねんこうけんにんとう
成年後見人等は、次のようなことを行います。

3

かね
お金の トラブルから ご本人を
まも
守ります。

ほんにん あくしつぎょうしゃ
ご本人が、悪質業者にだまされて、必要のないもの
か
を買わされるなどのトラブルに巻き込まれた
ばあい けいやく と け
場合にはその契約を取り消すことができます。



4

ほんにん せいかつ
ご本人の 生活のようすを
かていさいばんしょ ほうこく
家庭裁判所に 報告します。

ほんにん けんこうじょうたい く
ご本人の 健康状態や暮らしぶり、お金や 土地が
か
どのくらいあるかについて 家庭裁判所に 報告
します。



3

成年後見制度について

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。



Q

成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A

任意後見制度と法定後見制度があります。

● 判断能力が不十分になる前に

▶ ①『任意後見制度』へ

● 判断能力が不十分になってから

▶ ②『法定後見制度』へ

1

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

※ ご本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。ただし、ご本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

任意後見契約締結

判断能力の低下



家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人の選任

任意後見契約の効力発生





2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

4 手続の流れ

市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや中核機関、社会福祉協議会、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）等に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



裁判所での手続説明を希望される場合は、家庭裁判所の手続案内へ

家庭裁判所

手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。



1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

2 調査等

- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定を行なうことがあります（別途費用がかかります。）。

3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

4 報告

- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。



Q 申立てについて

- Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？
Q2 誰でも申立てができますか？
Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？
Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？
Q5 申立てを取り下げるることはできますか？

A ▶ 詳しくは 9 ページへ



Q 成年後見人等の選任

- Q1 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？
Q2 成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？
- A ▶ 詳しくは 10 ページへ

Q 適切な後見等事務を行っていただくために

- Q1 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？
Q2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の仕組みや手続の流れはどのようなものですか？

A ▶ 詳しくは 11 ページへ

Q 後見等事務及び報告

- Q1 成年後見人等に選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？
Q2 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？
Q3 成年後見人等に報酬は支払われますか？
Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A ▶ 詳しくは 13 ページへ



Q 後見等の終了

- Q1 成年後見人等の仕事はいつまで続けますか？
Q2 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

A ▶ 詳しくは 14 ページへ



5 申立てについて



Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A

申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。
管轄の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

A

申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

- ※ ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。
- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
 - ・兄弟姉妹、甥、姪
 - ・おじ、おば、いとこ
 - ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

A

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
※ 申立書及び診断書（成年後見用）の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）から入手できます。
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
※ 据付や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- ご本人の戸籍謄本
※ 戸籍謄本の提出は原則として不要ですが、裁判所の判断により提出を要する場合があります。
- 鑑定料（鑑定を行う場合）など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A

ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。
この場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なります。

※ 鑑定料を含め申立てに必要な手続費用は、原則として申立人に納めていただくことになります。
なお、経済的に余裕がない方については、市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは市区町村の窓口におたずねください。

Q5 申立てを取り下げるることはできますか？

A

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。